

占用物件の維持管理は万全ですか？

～日頃から適切な維持管理をお願いします～

道路法では全ての占用物件を対象として、道路占用者の占用物件に対する維持管理義務が明確にされています。

占用物件が道路の構造や交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがある場合は、維持管理義務違反に問われることがあります。

また、道路法施行規則が改正され道路占用者が占用物件の区分に応じ同規則第4条の5の5で定めるときに当該占用物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告することとされました。

道路の構造や交通に支障を及ぼす占用物件の例



支持金具の腐食による落下の危険のある看板



敷設後60年以上が経過し、老朽化によって破損した水管

適切な管理がなされていない場合、道路管理者より、道路占用者に対し、

○報告・立入検査を求める

＜道路法第72条の2第1項＞

○点検、修繕等の措置を命じる

＜道路法第39条の9＞

ことがあります

※上記に応じなかった場合には、占用許可の取り消し、懲役又は罰金が課されることがあります。

＜道路法第103条等＞

＜問い合わせ先＞

高田河川国道事務所	上越市南新町3-56	電話	025-521-4556
直江津国道維持出張所	上越市寺前新田615-1	電話	025-525-7724
糸魚川国道維持出張所	糸魚川市横町1-21-1	電話	025-552-0921

(参考) 関係法令

○道路法(昭和27年法律第180号)

(占有物件の管理)

第39条の8 道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)の維持管理をしなければならない。

(占有物件の維持管理に関する措置)

第39条の9 道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(道路管理者等の監督処分)

第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

(報告及び立入検査)

第72条の2 道路管理者は、この法律(次項に規定する規定を除く。)の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(罰則)

第103条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- 二 第39条の9(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による道路管理者の命令に違反したとき

第104条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。

- 七 第71条第1項又は第2項(第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による道路管理者の命令に違反したとき。

第106条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 二 第72条の2第1項又は第2項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げたとき

○道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)

(占有物件の維持管理に関する基準)

第4条の5の5 法第39条の8の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 道路占有者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占有物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占有物件の適切な維持管理を行うこと。
- 二 道路占有者が、次のイ又はロに掲げる占有物件の区分に応じ、当該イ又はロに定めるときに、当該占有物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告すること。
 - イ 電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの
占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき(許可を受けた道路の占用の期間が5年を超えるものにあつては、当該許可を受けた日から起算して五年を経過したとき及び占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。)
 - ロ イに掲げるもの以外のもの占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。
- 三 前号イに掲げる占有物件にあつては、道路占有者が、当該占有物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占有物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者(協議会等(法第28条の2第1項に規定する協議会※その他これに準ずるものをいう。))が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において同じ。)が必要と認めるものについて、当該占有物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。